

政令第 号

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十五条第一項第二号及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第六条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第一条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第六十三号を第六十四号とし、第三十五号から第六十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第二十六条

第三条第二項中「第六十三号」を「第六十四号」に改める。

（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の一部改正）

第二条 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第十二条第三項に規定する認定増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）又は同法第十二条第三項に規定する認定連携増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報

附 則

（施行期日）

1 この政令は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行の日（令和七

年四月一日）から施行する。

（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

2 この政令の施行の日から起算して三年を経過する日又はこの政令の施行の際現に地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律附則第二条の規定による廃止前の地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第一項の規定により作成されている同項に規定する地域連携保全活動計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の計画期間の末日のいずれか早い日までの間に、当該地域連携保全活動計画に基づき樹木が伐採された場合においては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令第一条第五号中「又は同法第十二条第三項に規定する認定連携増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報」とあるのは、「若しくは同法第十二条第三項に規定する認定連携増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報又は同法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた同法附則第二条の規定による廃止前の地域における

多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第一項の規定により作成されている同項に規定する地域連携保全活動計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報」とする。

理 由

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴い、宅地建物取引業法施行令第三条第一項に規定する制限に同法に基づく制限を追加する等の必要があるからである。